

平成 19 年 9 月 14 日

各 位

株式会社 りそな銀行  
株式会社 埼玉りそな銀行  
株式会社 近畿大阪銀行**個人年金保険「安心未広がり」の取扱開始について**  
～ 第一生命との業務提携によるりそなグループ専用商品第一弾～

りそなグループのりそな銀行（社長 水田 廣行）、埼玉りそな銀行（社長 川田 憲治）、近畿大阪銀行（社長 桔梗 芳人）は、10月1日（月）より、第一生命保険（社長 斎藤 勝利）との業務提携によるりそなグループ専用商品の第一弾として、個人年金保険「**安心未広がり**」の取扱いを開始いたします。本商品は、第一フロンティア生命保険株式会社が設立後初めて引き受けるものです。

第一生命の100%子会社として、設立された金融機関代理店専門の生命保険会社

## （本商品の特徴）

本商品の開発にあたっては、りそなグループにおける、これまでの個人年金保険の販売実績等を踏まえ、商品内容の分かりやすさと安全性を重視し、契約時初期費用なしで、申込時に運用期間を10年～20年から選択できるシンプルな年金原資保証タイプの商品といたしました。

## 年金原資の最低保証（安全性）

運用期間が10年の場合、運用実績が不調であった場合でも運用期間満了時には、一時払保険料相当額が年金原資として最低保証されます。さらに、運用期間11年以降は、運用期間が1年長くなるごとに1%ずつ年金原資保証額が増えていきます。

運用期間	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	100%	101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%

運用期間中に解約された場合等、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

## 死亡給付金

死亡給付金の最低保証額は運用期間にかかわらず一時払保険料相当額となります。

## バランス型の特別勘定で運用

国内・海外債券 70%、国内・海外株式 20%、外国 R E I T 10% の、りそなグループ専用のバランスファンドで運用します。

以 上

(商品概要)

商品の正式名称	年金原資保証型変額個人年金保険
商品愛称	安心未広がり
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社
保険料	200万円～5億円以下
保険料単位	10,000円
被保険者の契約年齢	0～80歳
運用期間	10年～20年から選択
諸費用	本商品にかかる費用の合計額は「保険契約関係費」「運用にかかわる費用」の合計額となります。(ただし、一定期間内の解約時には別途「解約控除」がかかります。) (契約時初期費用) なし (保険関係費用) 特別勘定の総資産に対し、年率1.95% (運用関係費用) 特別勘定の総資産に対し、年率0.315%(税込) (解約控除) 契約日から10年以内で解約、減額もしくは運用期間中年金支払移行特約を適用した場合、経過年数に応じて7.0%～0.7%の解約控除率が適用されます。
運用ファンド	6本のファンドを組合わせたバランス型
死亡給付金	運用期間にかかわらず、被保険者の死亡日末積立金額、基本保険金額のうち最も大きい金額
年金受取種類	・確定年金(受取期間3～7年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年) ・保証期間付終身年金(保証期間10年) ・一括受取

個人年金保険のご検討にあたっては、商品パンフレットおよび契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)を必ずご覧ください。なお、ご契約の際はご契約のしおり・約款および特別勘定のしおりを必ずご覧ください。

詳しくは、個人年金保険の販売資格を持った担当者(生命保険募集人)がご説明します。

<ご留意事項>

・「安心未広がり」の主な運用リスク

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ・「安心未広がり」は、銀行が募集代理店としてお取扱する変額個人年金保険のことです。
- ・この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。
- ・この商品は預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。
- ・この商品は、募集代理店である銀行による元本および利回りの保証はありません。
- ・保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店である銀行と他の銀行取引になんら影響を及ぼすことはありません。
- ・ご契約いただいた個人年金保険は、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額・年金額等が削減されることがあります。
- ・生命保険の募集において、銀行は募集代理店であり、お客様と引受保険会社との保険契約の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客様の勤務先によって、募集代理店である銀行では個人年金保険をお申込みいただけない場合があります。
- ・この商品は、クーリングオフ制度の対象です。